

## 東近江行政組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例

昭和51年10月28日  
中部地域消防組合条例第1号

改正	昭和55年4月1日	条例第1号
	昭和60年3月5日	条例第1号
	平成3年3月1日	条例第5号
	平成5年3月12日	条例第3号
	平成8年3月1日	条例第1号
	平成10年3月12日	条例第1号
	平成13年3月28日	条例第11号
	平成13年7月13日	条例第13号
	平成16年12月28日	条例第6号
	平成17年12月1日	条例第9号
	平成18年10月10日	条例第6号
	平成22年3月10日	条例第5号
	平成24年9月27日	条例第5号
	平成27年3月10日	条例第5号

中部地域消防組合消防本部、消防署および消防出張所の設置等に関する条例（昭和47年中部地域消防組合条例第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域について必要な事項を定めるものとする。

（平18条例6・一部改正）

（消防本部及び消防署の設置）

**第2条** 東近江行政組合の消防業務を処理するため、次の機関を置く。

(1) 消防本部

(2) 消防署

（消防本部の名称及び位置）

**第3条** 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東近江行政組合消防本部

位置 東近江市東今崎町5番33号

（平16条例6・一部改正）

（消防署の名称、位置及び管轄区域）

**第4条** 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東近江行政組合 近江八幡消防署	近江八幡市小船木町819番地	近江八幡市、竜王町
東近江行政組合 八日市消防署	東近江市東今崎町5番33号	東近江市のうち、 青葉町、池田町、市辺町、 今崎町、今代町、今堀町、 瓜生津町、大森町、岡田 町、沖野一丁目、沖野二 丁目、沖野三丁目、沖野 四丁目、沖野五丁目、小 脇町、柏木町、春日町、 八日市金屋一丁目、八日 市金屋二丁目、八日市金 屋三丁目、上大森町、八 日市上之町、上羽田町、 上平木町、川合寺町、小 今町、五智町、幸町、栄 町、尻無町、芝原町、柴 原南町、八日市清水一丁 目、八日市清水二丁目、 八日市清水三丁目、下羽 田町、下二俣町、昭和町、 神田町、聖徳町、聖和町、 建部上中町、建部瓦屋寺 町、建部北町、建部塚町、 建部下野町、建部日吉町、 建部南町、寺町、土器町、 外町、中野町、中羽田町、 中小路町、西中野町、糠

		<p>塚町、布引台一丁目、布引台二丁目、野口町、八日市野々宮町、野村町、八日市浜野町、林田町、東今崎町、東沖野一丁目、東沖野二丁目、東沖野三丁目、東沖野四丁目、東沖野五丁目、東中野町、八日市東浜町、八日市東本町、ひばり丘町、平田町、布施町、札の辻一丁目、札の辻二丁目、蛇溝町、八日市本町、八日市松尾町、御園町、三津屋町、八日市緑町、妙法寺町、八日市町、永源寺相谷町、池之脇町、石谷町、市原野町、一式町、茨川町、上二俣町、萱尾町、君ヶ畑町、黄和田町、九居瀬町、甲津畑町、佐目町、新出町、高木町、永源寺高野町、蓼畑町、蛭谷町、政所町、箕川町、山上町、杠葉尾町、和南町</p>
<p>東近江行政組合 日野消防署</p>	<p>日野町大谷970番地</p>	<p>東近江市のうち、 石塔町、市子沖町、市子川原町、市子殿町、市子</p>

		<p>松井町、稲垂町、鑄物師町、大塚町、葛巻町、綺田町、上麻生町、上南町、蒲生大森町、蒲生岡本町、蒲生寺町、蒲生堂町、川合町、木村町、合戸町、桜川西町、桜川東町、下麻生町、鈴町、田井町、外原町、平林町、宮井町、宮川町、横山町 日野町</p>
<p>東近江行政組合 能登川消防署</p>	<p>東近江市能登川町1711番地</p>	<p>東近江市のうち、 五個荘石川町、五個荘石塚町、五個荘石馬寺町、五個荘伊野部町、五個荘奥町、五個荘小幡町、五個荘河曲町、五個荘川並町、五個荘北町屋町、五個荘木流町、五個荘五位田町、五個荘金堂町、五個荘七里町、五個荘清水鼻町、五個荘日吉町、五個荘新堂町、五個荘竜田町、五個荘塚本町、五個荘中町、五個荘平阪町、五個荘三俣町、宮荘町、五個荘築瀬町、五個荘山本町、五個荘和田町、阿弥陀堂町、猪子町、伊庭</p>

		<p>町、今町、小川町、乙女浜町、垣見町、川南町、北須田町、きぬがさ町、栗見新田町、栗見出在家町、佐生町、佐野町、新宮町、神郷町、躰光寺町、大中町、種町、長勝寺町、能登川町、林町、福堂町、南須田町、山路町</p>
<p>東近江行政組合 愛知消防署</p>	<p>東近江市小八木町16番地</p>	<p>東近江市のうち、 愛東外町、青山町、池之尻町、市ヶ原町、妹町、上中野町、梅林町、大萩町、大林町、小倉町、上岸本町、上山町、北坂町、下中野町、曾根町、園町、大覚寺町、中戸町、鯰江町、百濟寺甲町、百濟寺町、百濟寺本町、平尾町、池庄町、今在家町、大沢町、大清水町、長町、祇園町、北清水町、北花沢町、北菩提寺町、小池町、小田菟町、小八木町、下一色町、下岸本町、下里町、清水中町、勝堂町、僧坊町、中一色町、中岸本町、中里町、西菩提寺町、平松町、平柳町、南</p>

		清水町、南花沢町、南菩提寺町、湯屋町、横溝町、読合堂町 愛荘町
--	--	------------------------------------

(注) 葛巻町の葛は新字体で標記した。

(平16条例6、平成17条例9・平成22条例5・平24条例5・一部改正)  
(平27条例5・一部改正)

(委任)

**第5条** この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

**付 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定については、規則で定める日から施行する。(昭和52年2月規則第1号で、同52年2月14日から施行)

**付 則** (昭和55年4月1日条例第1号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

**付 則** (昭和60年3月5日条例第1号)

この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

**付 則** (平成3年3月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成5年3月12日条例第3号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

**付 則** (平成8年3月1日条例第1号)

この条例は、平成8年3月11日から施行する。

**付 則** (平成10年3月12日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**付 則** (平成13年3月28日条例第11号)

この条例は、平成13年3月28日から施行する。

**付 則** (平成13年7月13日条例第13号)

この条例は、平成13年7月14日から施行する。

**付 則** (平成16年12月28日条例第6号)

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

付 則 (平成17年12月1日条例第9号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

付 則 (平成18年10月10日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成22年3月10日条例第5号)

この条例は、平成22年3月21日から施行する。

付 則 (平成24年9月27日条例第5号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月10日条例第5号)

この条例は、平成27年4月17日から施行する。